

## 杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略

## ★ 平成 31 年度学童クラブにおける利用時間延長の実施について

平成 30 年 4 月以降の 3 学童クラブでのモデル実施を経て、平成 31 年 4 月から、全学童クラブ（区学童 47 クラブ）で利用時間を延長（下表の太枠部分）します。

区分	前延長	通常利用時間	後延長
学校がある日	—	下校後～午後 6 時	午後 6 時～ 午後 7 時
土曜日	—	午前 8 時 30 分～ 午後 5 時	—
夏季等の学校休業日 （平日）	午前 8 時～ 8 時 30 分	午前 8 時 30 分～ 午後 6 時	午後 6 時～ 午後 7 時
利用料	4,000 円／月		1,000 円／月 (※500 円／回)

※後延長については、保護者の急な残業等に伴う 1 回単位の利用も可能とします。